

〇〇町内会名簿 取り決め事項

(平成 年 月 日総会議決)

(目的)

第1条 本町内会が保有する町内会名簿（以下「名簿」という。）の適正な取扱い方法を定め、もって円滑な町内会運営を図り、併せて個人情報を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本町内会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、町内会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本規約は、総会資料または回覧で会員に周知する。

(利用目的)

第4条 名簿は、次に掲げる利用目的以外に利用してはならない。

- (1) 町内会の会員の把握、連絡調整
- (2) 町内会の会議または緊急事項等の連絡
- (3) 災害その他緊急時における連絡または安否確認等
- (4) 日常生活で見守りが必要な会員またはその家族等の現状の把握
- (5) 町内会が主催する事業に関する連絡、案内等
- (6) 会費の徴収その他町内会の会計に関する処理
- (7) 前各号に掲げるもののほか、総会において決定した利用目的

(名簿情報の収集)

第5条 名簿情報は、会員の氏名、住所、連絡先等の個人情報その他の記述等により個人を識別することができる情報で、町内会名簿に記載する事項とする。

2 名簿情報を収集するときは、名簿を記載することについて会員本人の同意を得て会員本人から収集しなければならない。

3 第1項の名簿に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名（家族、同居人含む）
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所
- (5) 電話番号
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項で本人の同意を得た事項

(名簿の管理)

第6条 名簿は、町内会長または町内会長が指定する役員が保管するものとし、適正に

管理しなければならない。

2 不要となった名簿は、町内会長において適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(名簿の提供)

第7条 名簿は、次に掲げる場合を除き、本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1) 法令等に基づいて提供するとき。

(2) 人の生命や身体、財産の安全を守るため緊急かつやむを得ず提供するとき。

(3) 学区まちづくり協議会や学区自治連合会、学校、その他これらに準ずる地域の各種団体に提供するとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、総会において決定し提供するとき。

(その他)

第8条 この取り決め事項に定めるもののほか、必要な事項は総会において定める。